

平成27年度 高年齢者雇用安定助成金 のご案内

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を
実施した事業主へ助成金を支給します

平成27年4月10日付けで
制度内容が一部改正されました

建設、製造、医療、保育 又は 介護 の分野 の事業を営む事業主は

(1) 1人当たりの上限額※が **20万円 ⇒ 30万円** に引き上げ

※活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者1人当たりの上限額

(2) 環境整備計画のうち、

- 70歳以上への定年の引上げ
- 定年の定め廃止
- 65歳以上への定年の引上げ 及び 希望者全員を70歳以上まで雇用する継続雇用制度の導入

のいずれかの措置の実施については **70歳以上 ⇒ 67歳以上 に要件緩和**

高年齢者の活用促進のための措置の実施

- 新たな事業分野への進出等 による高年齢者の職場又は職務の創出
- 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善 による高年齢者の就労の機会の拡大
- 高年齢者の就労の機会を拡大するための 雇用管理制度の導入・見直し
- 定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

上限額1,000万円 で 要した費用の **3分の2** が支給されます
(中小企業以外は2分の1)

ただし、活用促進措置の対象となる、1年以上継続して雇用している
60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円を上限とします
(建設、製造、医療、保育又は介護の分野の事業主は30万円上限)

◇ 環境整備計画を開始する6か月前から3か月前までの間に、環境整備計画書等の提出が必要です

詳しい内容については、各都道府県支部の
高齢・障害者業務課にお問い合わせください。
当機構ホームページ (<http://www.ieed.or.jp/>)
でもご案内しています。



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers